

4104.41-1-(1)、4104.49-1-(1) 1. 牛又は馬類のクロムなめしをした皮

「クロムなめしのもの」には、染着色したもの、加脂したもの又はその他のなめし（クロムなめしによる再なめしを含む。）を超える加工をしたものを除く。